

報告第1号

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定に対する附帯決議に関する事後の状況、対応等の報告について

令和2年3月24日の会議において可決されました亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定に対する附帯決議に関する事後の状況、対応等をおり報告します。

記

決議要旨

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の制定について、市民福祉の増進を図るため、実質的・効果的な運用を行わなければならないことから、条例施行に至る過程と施行後の運用について、次の事項を必ず実施、実行すること。

- 1 本条例の趣旨及び市民生活に影響を及ぼす内容について、広く市民に周知し、理解を得ること。
- 2 市外からの来訪者への啓発と対応について、明確な対策を講じること。
- 3 条例の施行に向けた取り組みについて、議会に提示した工程表に則り適切に進めること。
- 4 プラスチック製レジ袋の在庫について、効果的な方策を検討すること。
- 5 事業所における営業の実情に十分配慮し、立入調査や違反者の公表等に至らないように本市が指導と援助を行うこと。
- 6 市内商業者に対して、考えられる対応策を講じること。
- 7 国において実施するレジ袋有料化等の施策との違いを明確にすること。

- 8 社会的な諸状況を勘案して令和3年1月1日の本条例施行が適当でない認められるときは、議会と協議して施行期日延期も含めて検討すること。
- 9 その他、本条例の施行によって生じる事案に対し、適正に対応すること。

(事後の状況、対応等の報告内容)

本条例の趣旨及び市民生活に影響を及ぼす内容については、令和2年9月1日に啓発冊子を全戸配布するとともに、令和2年11月29日には「かめおかプラごみゼロ講演会」を開催し、広く市民に周知することで、理解を得るよう努めているところです。なお、啓発冊子の内容について、国が実施するレジ袋の有料化等の施策との違いも明確にし、周知しています。

市外からの来訪者への啓発については、市内各小売店舗へ啓発用ポスターを掲示したほか、JR4駅での構内放送の実施、環境ロゴマークを活用した市内サイン化事業等も展開してまいります。

また、市内商業者と連携を図りながら、代替紙袋の共同購入の仕組みづくりを進めるとともに、エコバッグを持参されず、やむを得ず当該代替紙袋を利用される消費者に向けて、プラスチックに依存し過ぎないライフスタイルへの転換及び紙袋にかかわらず、ごみ減量のための消費行動を促すメッセージを当該代替紙袋にデザインし、市内外に広く意識啓発を進めてまいります。

このように、議会に提示した工程表に則り、取組を進めており、今後も本条例の施行によって生じる事案に対し、適切に対応してまいります。

事業者に対しては、立入調査又は違反者の公表等に至らないよう必要な情報の提供又は周知、啓発活動等の支援を積極的に行い、事業者と協力関係を構築していくことで、円滑に事業を推進してまいります。

このような対応を進めながら、条例の施行期日については、令和3年1月1日を基本としつつも、今後の新型コロナウイルスの感染状況等を見極め、議会と協議し、最終的に判断することとします。